

令和7年度自動化設備投資準備補助金【公募要領】

公益財団法人 石川県産業創出支援機構

少子高齢化などにより人手不足が深刻化する中、企業の生産工程の自動化による生産性向上は事業の付加価値向上、ひいては地域産業の競争力強化につながる重要な取組です。(公財)石川県産業創出支援機構では、県内企業等の生産工程の自動化に向けた設備投資を後押しするため、設備投資の準備段階における生産工程の現状分析や技術課題の解決、投資効果の検証等を目的とした、設計・試作・実証・評価等の取り組みを支援する補助事業を以下のとおり募集します。

記

1 補助対象事業

県内中小企業の生産工程の自動化に資する設備を導入する準備段階の設計・試作・実証・評価等※1を実施するための費用を補助対象とします。(「既に発注・契約済みの設備に係る経費の一部」や「設備の購入費」を補助する事業ではありません。)

※1: 生産工程の現状分析や技術課題の解決、投資効果の検証等を目的とした、設計・試作・実証・評価等

国の補助金等（省力化投資補助金、ものづくり補助金等）を活用予定の案件でも、設備導入前の取組であって、国の補助金等の財政支援を受けない予定となっている取組は補助対象となります。また、本事業後の設備導入段階では、ものづくり補助金などの利用に繋げて頂くことを想定しています。

申請企業において、生産工程の自動化を図る設備投資をより実効性のあるものにしていただくため、本事業への申請と併せて、県、ISICO や工業試験場が実施するロボット・デジタル関係の研修やセミナーへ参加することを推奨しています。

【対象となる想定例】（※最終的に自動化設備の導入を目指していることが前提）

- ・ 産業用ロボットハンドの設計・試作
- ・ 溶接ロボットの治具の設計・試作
- ・ パイプ切断の専用機の刃の試作・検証
- ・ AMR（自動搬送機）の自社工場での試験走行
- ・ 画像検査装置の検証のためのライン仮組 など

【対象外の例】

- ・ ロボット、専用設備等の自動化設備の整備費用
ロボットアームの新規導入
溶接ロボットの単純更新 など
- ・ 自動化設備の導入を目的としていないもの
基幹システムの更新のための試作・実証・評価 など

2 换助対象者

換助対象者は石川県内に主たる事業所を有する中堅・中小企業者等であることとする。本事業における「中小企業者等」とは、ア、イのいずれかに該当する者、「中堅企業等」とは、ウに該当する者とする。

ア【中小企業者（組合関係以外）】

- ・資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

主たる事業として営んでいる業種	資本金（資本の額または出資の総額）	従業員数〔常勤〕（※1）
製造業、建設業、運輸業	3 億円	300 人
卸売業	1 億円	100 人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5 千万円	100 人
小売業	5 千万円	50 人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円	900 人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	300 人
旅館業	5 千万円	200 人
その他の業種（上記以外）	3 億円	300 人

(※1) 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

ただし、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者は、大企業とみなして換助対象者から除きます。

(みなし大企業)

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業を除く）が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業（中堅企業を除く）が所有している中小企業者
- (3) 大企業（中堅企業を除く）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

自治体等の公的機関に関しても大企業とみなします。ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規程を適用しません。

また、(6)に定める事業者に該当する者は換助対象者から除きます。

- (6) 個人事業主のうち、医師、歯科医師、助産師、系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）、申請時点で開業していない創業予定者

イ【中小企業者（組合関係）】

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合（※1）、生活衛生同業小組合（※1）、生活衛生同業組合連合会（※1）、酒造組合（※2）、酒造組合連合会（※2）、酒造組合中央会（※2）、酒販組合（※2）、酒販組合連合会（※2）、酒販組合中央会（※2）、内航海運組合（※3）、内航海運組合連合会（※3）、技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）

（※1）その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であること。

（※2）その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

（※3）その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

ウ【中堅企業等】

- ・会社、個人又は組合（「イ」に列挙している組合に限る。）のうち、「資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること」または、「従業員数（常勤）が2,000人以下であること」（ただし、上記「ア」又は「イ」に該当するものを除く。）。

⇒ 特定非営利活動法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、財団法人、社団法人、個人開業医、創業予定者などは補助対象外となります。

3 補助率等

補 助 率	<u>補助対象経費の3分の2以内</u>
補助限度額	（上限）1,000千円 ※ 千円単位とし端数は切捨てます。
補助対象期間	交付決定日から最長で2026年2月28日まで
そ の 他	【加点要件】の項目を満たすごとに審査で加点します。

【注意点】

事業計画書を提出した後、補助対象期間中を含めて止むを得ない事情や軽微な変更の場合等を除き、原則、事業内容の変更（特に補助額の増）は認められませんので、事業計画書を作成する際はご注意ください。

【加点要件】

「パートナーシップ構築宣言（サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進める取り組み）」ポータルサイト（<https://www.biz-partnership.jp/index.html>）において宣言を公表している事業者（応募申請時点で、上記ポータルサイトに登録申請していることが必須）

4 補助対象経費

（1）補助対象経費

契約、支払などの証拠資料等から、生産工程の自動化に資する設備を導入する準備段階の設計・試作・実証・評価等に要した費用であると証明できる経費。

※機械装置やシステム等は、石川県内の事業所・工場等で借用されている必要あり

項目	内容
機械装置・システム等の賃借費	<p>機械設備・システム等の賃借に要する経費</p> <p>※ <u>機械装置・システム等の購入費は補助対象外</u></p> <p>※ <u>既に発注・契約済みの設備投資に係る経費は補助対象外</u></p> <p>※ <u>上記のうち、仕様検討等に係る経費を切り分けた場合も補助対象外</u></p> <p>※ <u>補助対象期間を超えて契約する経費は補助対象外</u></p> <p>※ 従量課金方式のサービスは補助対象外</p> <p>※ 補助対象期間内分のみ対象</p>
材料・消耗品費	<p>賃借した機械装置やシステム等の使用に要する経費</p> <p>※ <u>既に発注・契約済みの設備投資に係る経費は補助対象外</u></p> <p>※ <u>上記のうち、仕様検討等に係る経費を切り分けた場合も補助対象外</u></p> <p>※ 補助対象期間内分のみ対象</p>
運搬費	<p>機械装置やシステム等を、調達場所から事業所や工場等へ移動させるために発生する費用</p> <p>※ <u>既に発注・契約済みの設備投資に係る経費は補助対象外</u></p>
試作費	<p>機械設備・システム等の試作開発に要する経費</p> <p>※ <u>既に発注・契約済みの設備投資に係る経費は補助対象外</u></p>

実証・評価費	実証・評価に要する経費 ※ 既に <u>発注・契約済みの設備投資</u> に係る経費は補助対象外 ※ 上記のうち、仕様検討等に係る経費を切り分けた場合も補助対象外
委託費	生産工程の自動化に向けた設計・試作・実証・評価等を外部へ委託する場合の経費 ※ 上記一部分のみを外部委託する場合も対象 ※ 委託先との書面による契約の締結が必要です

(2) 補助対象外経費

次のいずれかに該当する経費については、原則、補助対象経費とはなりません。

- ・交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したもの（見積の取得は可）
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できない経費
 - 原則、振込による支払の証拠書類が必要であり、相殺、小切手、手形決済等は不可
 - 自社の人員で設計・試作・実証・評価等を実施する場合の人工費
- ・発注から支払い完了まで補助事業期間内で完結していない経費
 - 発注・納品・請求・支払いが補助事業期間内であることが必要
(見積は、補助対象期間前でも可)
- ・販売を目的とした製品、商品等の材料費（試作品を除く）
- ・通信費や光熱水費、文房具などの事務用品等の消耗品代
- ・振込等手数料（代引手数料含む）、各種保証料、保険等
- ・公租公課（消費税及び地方消費税額等）
- ・システムや機械装置を設置しているフロアの賃借料
- ・大学や研究機関等への寄付金
- ・補助対象経費以外の項目に区分される経費
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(3) 実績報告時の証拠書類

全ての支払に必要となるもの (共通)	「見積書」「発注書（契約書）」、「納品書（業務完了報告書）」、「請求書」、「支払証明書（振込控又は振込処理済通知書、当座勘定照合表等）」など	
その他、追加で必要となるもの	製作物等	税抜単価 50 万円以上の制作物（試作したロボットハンド等）は、その写真、取得財産等管理台帳 など
	作業完了報告書	委託業者から提出があった完了した作業内容 (様式任意)

5 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

2025年10月1日（水）から2025年10月24日（金）午後4時（必着）まで

※ 採択予定件数：10件程度（予算の範囲内で実施）

※ 審査のうえ採択（交付決定）しますので、先着順ではありません。

※ 1事業者につき、1案件のみ申請可（ただし、補助事業の範囲内で自動化設備導入に向けた複数の設計・試作・実証・評価等の取組は可）

(2) 申請様式（石川県産業創出支援機構のHPからダウンロード）

(3) 申請書類（必須）

① 「事業計画書（別記様式、別紙1～3）」

※追加資料として参考資料（様式任意：A4サイズ1枚）を提出可とします

② 「申請者の決算書（直近2か年分）」

貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細、製造原価明細、株主資本等変動計算書（個人事業主の場合は、税務署に提出した直近2か年分の確定申告書一式の写し〔貸借対照表、損益計算書、月別売上（収入）金額及び仕入金額、減価償却費の計算などを含む〕）。組合の場合は、直近2か年分の決算書及び定款。創業間もない場合は、履歴事項全部証明書及び作成済みの決算書）

③ パートナーシップ構築宣言 ※加点要件を満たす場合のみ

パートナー構築宣言の公式サイトに掲載されている企業名等（画面コピー可）

(4) 提出方法

原則、電子メール（様式のWORD、EXCEL形式）

※電子メールでの提出が難しい場合は郵送も可

(5) 提出先

【電子メール】

keiei@isico.or.jp

【郵送先】

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地

石川県地場産業振興センター新館1F

公益財団法人 石川県産業創出支援機構

コンサルティング事業部 経営支援課

(6) 相談先

補助対象として認められるか事前に確認したい、申請書類の記載方法や提出方法等が分からぬなどがありましたら、下記までご相談ください。

相談窓口	連絡先
①石川県商工労働部 産業政策課 産業デジタル化支援グループ	076-225-1519
②石川県産業創出支援機構 コンサルティング事業部 経営支援課	076-267-1244

6 事業の選定

(1) 審査方法

- 申請書類は、審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて石川県産業創出支援機構が採択案件を決定します。
- 必要に応じて、申請書類の内容についてヒアリングする場合があります。
- 審査経過に関する問い合わせには一切応じられません。
- 採択された場合でも、予算の都合等により採択額が申請額よりも減額される場合があります。
- 採択案件の決定後、すべての申請者に対し、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。

(2) 審査基準

① 事業目的の妥当性

- 自動化設備導入に向けた準備段階の取組の必要性を十分検討した上で、経営視点も含めて事業目的が設定されているか。

② 課題設定の妥当性

- 事業課題が適切な現状分析に基づき妥当かつ明確に設定されているか。

③ 解決策の妥当性及び実行力

- 事業課題に対する取組内容が妥当かつ整合性が認められるか。
- 実施体制や実施スケジュールが妥当か。

④ 設備導入後の想定効果及び費用対効果

- 設備導入した場合に期待される定性・定量的な想定効果が妥当か。
- 事業実施に係る費用が適切に計上され、かつ、費用対効果が高いか。

⑤ 本事業の目的との整合性

- 事業の付加価値向上や産業の競争力強化を目指した自動化設備導入につながる取組といえるか。

⑥パートナーシップ構築宣言

中小企業庁が実施する「パートナーシップ構築宣言」を応募申請時点で行っているか。(加点対象)

「パートナーシップ構築宣言」公式サイト (制度概要)

<https://www.biz-partnership.jp/>

(3) 補助金の交付について

- ・採択決定後の交付申請手続きでは、「交付申請書」を提出いただきます。また、交付決定後、補助事業に着手することができます。
- ・事業終了後 1 か月以内もしくは 2026 年 2 月 28 日のいずれか早い日までに、補助対象事業の成果、ならびに支出ごとに見積から支払までの書類を揃えた上で、補助金の実績報告書を提出いただき、精算払となります。
- ・実績報告書の提出期限を過ぎた場合、交付決定の取消しとなる場合があります。
- ・採択後、県内企業に取り組みを広めていくため、セミナーでの講演や HP での事例紹介などへのご協力をお願いする場合があります。

7 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんのでご了承ください。

(1) 補助事業の変更等

交付決定を受けた後、やむを得ない事情等により、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(2) 書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後 5 年間保存しなければなりません。

(3) 事業により取得した機械の管理等

取得財産のうち、税抜単価 50 万円以上の機械等の財産又は効用の増加した財産(処分制限財産)は、処分制限期間内に取得財産を処分(①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、廃棄、交換、貸し付け、②担保に供する等)しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。

(4) 検査

事業期間中の進捗状況確認及び事業終了後の確定検査のため、石川県産業創出支援機構が実地検査に入ります。

(5) 収益納付

本事業による事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について納付を求めることがあります。

8 実績報告書の提出

(1) 提出期限

実績報告書は、補助事業終了後 1 か月以内もしくは 2026 年 2 月 28 日のいずれか早い日までに、次の I ~ V の書類を整備し、事務局に提出してください。

(2) 報告書類

I. 実績報告用チェックリスト

II. 実績報告書（第 5 号様式）

III. 事業実績額（第 5 号様式 別紙 1）

IV. <該当者のみ>取得財産管理明細表（様式第 5 号 別紙 2）

税抜単価 50 万円以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）を取得した場合のみ

V. 証拠書類

[1] 物品やサービスなどを発注・申込・契約したことが確認できる書類

（例）発注書、申込書、契約書等

※交付決定日以降の発注・申込・契約でなければ補助対象外となります

[2] 物品やサービスなどを受け取った、または完了したことが確認できる書類

（例）納品書、完了報告書、完了確認書等

[3] 物品やサービスなどの代金を請求されたことが確認できる書類

（例）請求書、請求された電子メール、請求履歴画面の写し等

[4] 物品やサービスなどの代金の支払確認が可能な資料

（例）領収書、振込が分かる通帳の写し、振込の控え

振込完了したことが分かるネットバンキングの記録画面の写し等

(3) 申請様式（石川県産業創出支援機構の HP からダウンロード）

<https://www.isico.or.jp/support/dgnet/d41189659.html>

(4) 提出方法

原則、電子メール（様式の WORD、EXCEL 形式）

※電子メールでの提出が難しい場合は郵送も可

(5) 提出先

【電子メール】

keiei@isico.or.jp

【郵送先】

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地
石川県地場産業振興センター新館1F
公益財団法人 石川県産業創出支援機構
コンサルティング事業部 経営支援課

9 補助金の額の確定

事務局は、実績報告書の提出があった場合、I～Vの書類を検査（必要に応じて行う現地調査等）し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを精査します。

その結果、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事務局から補助事業者に対して補助金額の確定通知を送付します。

10 補助金の交付

事務局より補助金額の確定通知を受けた後、すみやかに精算払請求書（第7号様式）及び振込口座の通帳のコピー（金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人がわかるもの。ただし、法人の場合は、当該法人の口座、個人の場合は、当該個人事業主の口座に限る）を事務局に提出してください。

＜事業スケジュール＞

日 程	実 施 内 容
2025年10月1日 ～ 10月24日	● 事業計画書等の提出 【事業者 → 石川県産業創出支援機構】
2025年10月下旬 ～ 11月中旬	● 審査 【石川県産業創出支援機構】
2025年11月中旬	● 採択 ① <u>交付申請書、見積書の提出</u> 【事業者 → 石川県産業創出支援機構】 ② 交付決定通知の送付 【石川県産業創出支援機構 → 事業者】 ※ 全ての採択企業の交付申請日、交付決定日は同一日付 となります。（採択時にお伝えします）

事業終了後 1 か月以内、もしくは、2026 年 2 月 28 日のいずれか早い日	<ul style="list-style-type: none"> ● 実績報告書の送付 <ul style="list-style-type: none"> 【事業者 → 石川県産業創出支援機構】 (実績報告書、支出に関する証憑、取得財産管理台帳など) ※ 事業終了後速やかに提出してください。 ※ 提出期限を過ぎた場合、交付決定の取消しとなる場合がありますのでご注意ください。 ● 補助金額の確定通知送付 <ul style="list-style-type: none"> 【石川県産業創出支援機構 → 事業者】
確定検査終了後 速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ● 精算払請求書の送付 <ul style="list-style-type: none"> 【事業者 → 石川県産業創出支援機構】 ● 補助金の支払い <ul style="list-style-type: none"> 【石川県産業創出支援機構 → 事業者】